

弘前地区環境整備事務組合規約の変更について

1 背景

弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合の関係市町村（青森市浪岡地区を除く）による津軽地域ごみ処理広域化協議会では、令和6年2月の第11回協議会をもって全ての協議項目の調整を終えたところである。このことから、広域化のための事務手続を進めていく必要があり、以下の通り弘前地区環境整備事務組合の規約を変更することで対応することとしたい。

2 規約変更理由

- （1）構成市町村に黒石市及び田舎館村を追加。
- （2）共同処理する事務の区域に黒石市、田舎館村、平川市のうち旧尾上町地区、藤崎町のうち旧常盤村地区を追加。
- （3）上記に伴い、議員の定数及び選出方法、副管理者の選出方法など所要の改正。

3 規約変更に係るスケジュール

会議名等	内 容	時 期
第 11 回津軽地域ごみ処理 広域化協議会	ごみ処理広域化に係る協議 ※協議項目 101 項目の協議が終了	令和 6 年 2 月 2 日(済)
弘環組合⇒青森県	規約変更（案）の事前審査	令和 6 年 8 月～9 月(済)
第 21 回津軽地域ごみ処理 広域化協議会幹事会	規約変更（案）提示	令和 6 年 10 月 8 日(済)
第 12 回津軽地域ごみ処理 広域化協議会	規約変更（案）提示	令和 7 年 2 月 4 日
弘環組合⇒8 市町村	規約変更に係る協議依頼文書、議案等の送付	令和 7 年 3 月上旬
8 市町村議会	8 市町村議会 6 月定例会にて関連議案審議	令和 7 年 6 月
弘環組合⇒8 市町村	規約変更に係る協議書押印、議決書謄本提出 依頼（個別に市町村を訪問予定）	令和 7 年 7 月
弘環組合⇒青森県	規約変更許可申請	令和 7 年 8 月上旬

4 規約変更内容

資料 3－1 『新旧対照表』、資料 3－2 『協議書』に記載のとおり。

以上

弘前地区環境整備事務組合規約 新旧対照表

新規約	旧規約
○弘前地区環境整備事務組合規約	○弘前地区環境整備事務組合規約
(組合の名称)	(組合の名称)
第1条 この組合は、弘前地区環境整備事務組合という。	第1条 この組合は、弘前地区環境整備事務組合という。
(組合を組織する地方公共団体)	(組合を組織する地方公共団体)
第2条 この組合は、弘前市、 <u>黒石市</u> 、平川市、 <u>藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村</u> 及び西目屋村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。	第2条 この組合は、弘前市、平川市、 <u>大鰐町、藤崎町、板柳町</u> 及び西目屋村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。
(組合の共同処理する事務)	(組合の共同処理する事務)
第3条 この組合は、ごみ処理施設の設置及び管理の事務を共同処理する。	第3条 この組合は、ごみ処理施設の設置及び管理の事務を共同処理する。
2 前項の事務を共同処理する区域は、関係市町村の区域	2 前項の事務を共同処理する区域は、関係市町村の区域
	<u>(平川市にあっては平成17年12月31日における平賀町及び碓ヶ関村の区域、藤崎町にあっては平成17年3月27日における藤崎町の区域に限る。以下同じ。)</u> とする。
(組合事務所の位置)	(組合事務所の位置)
第4条 この組合の事務所を弘前市大字町田字筒井6番地2に置く。	第4条 この組合の事務所を弘前市大字町田字筒井6番地2に置く。
(議会の議員の定数)	(議会の議員の定数)
第5条 この組合の議会の議員の定数は、 <u>15人</u> とする。	第5条 この組合の議会の議員の定数は、 <u>17人</u> とする。
(議会の議員の選出方法)	(議会の議員の選出方法)
第6条 組合の議会の議員は、次に掲げるものをもってこれに充てる。	第6条 組合の議会の議員は、次に掲げるものをもってこれに充てる。
<u>(削る)</u>	<u>(1) 関係市町村(弘前市を除く。第3号において同じ。)の長</u>
<u>(1) 弘前市の議会の議員の互選によるもの</u>	<u>(2) 弘前市の議会の議員の互選によるもの</u>
<u>6人</u>	<u>7人</u>
<u>(2) 黒石市及び平川市の議会の議員の互選によるもの</u>	<u>(新設)</u>
<u>各2人</u>	
(3) 関係市町村 <u>のうち町村</u> の議会の議員の互選によるもの	(3) 関係市町村の議会の議員の互選によるもの
各1人	各1人
(議員の任期)	(議員の任期)
第7条 組合の議会の議員の任期は、当該市町村の議会の議員の任期による。	第7条 組合の議会の議員の任期は、当該市町村の <u>長又は</u> 議会の議員の任期による。
(議長、副議長の選挙及び任期)	(議長、副議長の選挙及び任期)
第8条 組合の議会は、議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。	第8条 組合の議会は、議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

新規約	旧規約
2 議長及び副議長の任期は、組合の議会の議員の任期による。 (執行機関の組織及び選任の方法) 第9条 この組合に管理者を置く。 2 管理者は、弘前市長をもってこれに充てる。 3 管理者は、組合を統轄し、これを代表する。 第10条 この組合に副管理者 <u>7人</u> を置く。 2 副管理者は、<u>管理者以外の関係市町村の長</u> をもってこれに充てる。 3 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。 第11条 この組合に会計管理者 1 人を置く。 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。 3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。 (組合の職員) 第12条 組合に職員を置く。 2 職員の定数は、条例で定める。 3 職員は、管理者が任免する。 (監査委員の設置及び選出方法) 第13条 組合に監査委員 2 人を置く。 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合の議会の議員のうちから各 1 人を選任する。 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合の議会の議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 (組合の経費の支弁方法) 第14条 この組合の経費は、関係市町村の区域の人口及び利用量等を基礎とし組合の議会の議決で定めた関係市町村の分担金及び補助金その他の収入をもってこれに充てる。 附 則 この規約は、昭和37年 2 月 20 日（青森県知事の許可を受けた日）から施行する。 附 則（昭和37年 6 月 27 日県指令第4432号） この規約は、昭和37年 6 月 27 日（青森県知事の許	2 議長及び副議長の任期は、組合の議会の議員の任期による。 (執行機関の組織及び選任の方法) 第9条 この組合に管理者を置く。 2 管理者は、弘前市長をもってこれに充てる。 3 管理者は、組合を統轄し、これを代表する。 第10条 この組合に副管理者 <u>1人</u> を置く。 2 副管理者は、<u>弘前市副市長</u> をもってこれに充てる。 3 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。 第11条 この組合に会計管理者 1 人を置く。 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。 3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。 (組合の職員) 第12条 組合に職員を置く。 2 職員の定数は、条例で定める。 3 職員は、管理者が任免する。 (監査委員の設置及び選出方法) 第13条 組合に監査委員 2 人を置く。 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合の議会の議員のうちから各 1 人を選任する。 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合の議会の議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 (組合の経費の支弁方法) 第14条 この組合の経費は、関係市町村の区域の人口及び利用量等を基礎とし組合の議会の議決で定めた関係市町村の分担金及び補助金その他の収入をもってこれに充てる。 附 則 この規約は、昭和37年 2 月 20 日（青森県知事の許可を受けた日）から施行する。 附 則（昭和37年 6 月 27 日県指令第4432号） この規約は、昭和37年 6 月 27 日（青森県知事の許

新規約	旧規約
可を受けた日) から施行する。 附 則 (昭和37年10月24日県指令第7139号) この規約は、青森県知事の許可を受けた日から施行する。 附 則 (昭和39年 8 月18日県指令第4409号) この規約は、青森県知事の許可を受けた日から施行する。 附 則 (昭和44年12月 4 日県指令第6841号) この規約は、青森県知事の許可を受けた日から施行する。 附 則 (平成 5 年 8 月12日県指令第2531号) この規約は、青森県知事の許可を受けた日から施行する。 附 則 (平成13年 5 月17日協議成立) この規約は、平成13年 6 月 1 日から施行する。 附 則 (平成13年 5 月31日協議成立) この規約は、平成13年 6 月 1 日から施行する。 附 則 (平成15年 1 月 8 日協議成立) この規約は、平成15年 1 月15日から施行する。 附 則 (平成17年 3 月23日協議成立) この規約は、平成17年 3 月28日から施行する。 附 則 (平成17年10月 3 日協議成立) この規約中第 1 条の規定は平成18年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 2 月27日から施行する。 附 則 (平成18年12月25日協議成立) この規約は、平成19年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成23年 7 月 6 日県指令第1397号) (施行期日) 1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。 (経過措置) 2 この規約の施行の際現に監査委員である者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。 附 則 (平成27年10月13日県指令第2176号) (施行期日) 1 この規約は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規約の施行の日以後において変更前の弘前地区環境整備事務組合同規約第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の廃止に伴い必要となる事務については、変更後の弘前地区環境整備事務組合同規約第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当組合が行うこととし、その経費の支弁方法は、なお従前の例による。 <u>附 則 (令和 年 月 日県指令第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行す</u>	可を受けた日) から施行する。 附 則 (昭和37年10月24日県指令第7139号) この規約は、青森県知事の許可を受けた日から施行する。 附 則 (昭和39年 8 月18日県指令第4409号) この規約は、青森県知事の許可を受けた日から施行する。 附 則 (昭和44年12月 4 日県指令第6841号) この規約は、青森県知事の許可を受けた日から施行する。 附 則 (平成 5 年 8 月12日県指令第2531号) この規約は、青森県知事の許可を受けた日から施行する。 附 則 (平成13年 5 月17日協議成立) この規約は、平成13年 6 月 1 日から施行する。 附 則 (平成13年 5 月31日協議成立) この規約は、平成13年 6 月 1 日から施行する。 附 則 (平成15年 1 月 8 日協議成立) この規約は、平成15年 1 月15日から施行する。 附 則 (平成17年 3 月23日協議成立) この規約は、平成17年 3 月28日から施行する。 附 則 (平成17年10月 3 日協議成立) この規約中第 1 条の規定は平成18年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 2 月27日から施行する。 附 則 (平成18年12月25日協議成立) この規約は、平成19年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成23年 7 月 6 日県指令第1397号) (施行期日) 1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。 (経過措置) 2 この規約の施行の際現に監査委員である者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。 附 則 (平成27年10月13日県指令第2176号) (施行期日) 1 この規約は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規約の施行の日以後において変更前の弘前地区環境整備事務組合同規約第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の廃止に伴い必要となる事務については、変更後の弘前地区環境整備事務組合同規約第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当組合が行うこととし、その経費の支弁方法は、なお従前の例による。 <u>(新設)</u>

新規約	旧規約
<u>る。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この規約の施行の際、変更前の弘前地区環境整備事務組合理約第6条第2号の規定により選任された議員の数が、変更後の弘前地区環境整備事務組合理約第6条第1号に規定する議員の定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数をもって定数とする。ただし、議員に欠員を生じたときは、これに応じてその定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。</u> <u>(準備行為)</u> <u>3 この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。</u>	

協 議 書

令和 8 年 4 月 1 日から弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体に黒石市及び田舎館村を加入させ、また、共同処理する事務の区域に黒石市、平川市（平成 17 年 12 月 31 日における尾上町の区域）、藤崎町（平成 17 年 3 月 27 日における常盤村の区域）及び田舎館村を加えることから、弘前地区環境整備事務組合同約を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づく協議は成立したものとする。

記

弘前地区環境整備事務組合同約の一部を変更する規約

弘前地区環境整備事務組合同約（昭和 37 年青森県指令第 950 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「弘前市」の次に「、黒石市」を加え、「、大鰐町、藤崎町、板柳町」を「、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村」に改める。

第 3 条第 2 項中「（平川市にあっては平成 17 年 12 月 31 日における平賀町及び碓ヶ関村の区域、藤崎町にあっては平成 17 年 3 月 27 日における藤崎町の区域に限る。以下同じ。）」を削る。

第 5 条中「17 人」を「15 人」に改める。

第 6 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「7 人」を「6 人」に改め、同号を同条第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（2） 黒石市及び平川市の議会の議員の互選によるもの 各 2 人

第 6 条第 3 号中「関係市町村」を「関係市町村のうち町村」に改める。

第 7 条中「長又は」を削る。

第 10 条第 1 項中「1 人」を「7 人」に改め、同条第 2 項中「弘前市副市長」を「管理者以外の関係市町村の長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際、変更前の弘前地区環境整備事務組合同約第 6 条第 2 号の規定により選任された議員の数が、変更後の弘前地区環境整備事務組合同約第 6 条第 1 号に規定する議員の定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数をもって定数とする。ただし、議員に欠員を生じたときは、これに応じてその定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

（準備行為）

3 この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

上記の協議を証するため、当事者それぞれ記名押印する。

令和 年 月 日

弘 前 市 長 _____ 印

田舎館村長 _____ 印

黒石市長 _____ 印

西目屋村長 _____ 印

平 川 市 長 _____ 印

藤崎町長 _____ 印

板 柳 町 長 _____ 印

大 鰐 町 長 _____ 印